

# 「多様な設備による安全性向上のための保安規定改定 ガイドライン」に基づく各社の対応について

## 【安全対策の実施計画について】

2022年 9月30日  
原子力エネルギー協議会

# ガイドラインへの対応状況

- ATENAは「多様な設備による安全性向上のための保安規定改定ガイドライン」を発刊し、各原子力事業者に対して、本ガイドラインに示される安全対策の導入を要求した。（2022年7月29日）

## ＜安全対策＞

今回の運転上の制限（LCO）等の改善内容に関して、ATENAガイドラインの考え方、手順を踏まえ、関連する社内規定類を改定し、運用を行う。

- 今回、原子力事業者から安全対策の実施計画の提出（LCO等の改善計画）を受けたことから、ATENAにて取りまとめた。
- 今後、原子力事業者における安全対策の実施状況について確認を行い、取組状況について、適宜、ATENAホームページに公開する。

# 実施計画書の確認結果

2

- 各原子力事業者から提出された安全対策に係る実施計画について取りまとめた結果、今後、適切に実施する予定であることを確認した。

実施計画に反映すべき内容	事業者の取組（実施計画概要）
・社内規定等の準備完了時期	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 関西電力大飯3,4号機を代表プラントとし、2022年度下期を目途にガイドライン内容を踏まえた社内規定等の準備を実施。</li><li>・ 代表プラント以外の再稼働済プラントについては、代表プラントにおける社内規定類の整備実績等を踏まえ、順次、社内規定等の準備を実施。</li><li>・ 未再稼働プラントについては、以下のとおり、順次社内規定等の準備を実施。<ul style="list-style-type: none"><li>✓ SA設備導入に関する事項については、再稼働時もしくは再稼働後、速やかに実施。</li><li>✓ 特重施設導入に関する事項については、特重施設の運用開始時もしくは運用開始後、速やかに実施。</li></ul></li></ul>

# 各原子力事業者の安全対策実施計画（1／3）

事業者※1	社内規定等の準備完了時期（予定※2）		備考
関西電力	大飯3,4号機	2022年度下期	※ 1：新規制基準適合性審査が未申請のプラントは、設置変更許可申請後に実施計画を策定し報告することとしている。 ※ 2：期限付きバックフィット案件等への対応により、社内規定等の準備完了時期が変更となる場合がある。
	高浜1～4号機		
	美浜3号機		
四国電力	伊方3号機	2023年度下期	
九州電力	川内1,2号機		
	玄海3,4号機		
北海道電力	泊1～3号機	①SA設備導入に関する事項 再稼働時もしくは再稼働後、速やかに実施	
東北電力	東通1号機	②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施	
	女川2号機	①SA設備導入に関する事項 再稼働後速やかに、もしくは特重施設の運用開始時に実施	
		②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施	

# 各原子力事業者の安全対策実施計画（2／3）

4

事業者※1	社内規定等の準備完了時期（予定※2）	備考	
東京電力	柏崎刈羽6,7号機	<p>①SA設備導入に関する事項 (6号機) 再稼働時もしくは再稼働後、速やかに実施 (7号機) 再稼働後速やかに実施</p> <p>②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施</p>	<p>※1：新規制基準適合性審査が未申請のプラントは、設置変更許可申請後に実施計画を策定し報告することとしている。</p> <p>※2：期限付きバックフィット案件等への対応により、社内規定等の準備完了時期が変更となる場合がある。</p>
中部電力	浜岡3,4号機	<p>①SA設備導入に関する事項 再稼働までに実施</p> <p>②特重施設導入に関する事項 特重施設運用開始までに実施</p>	
北陸電力	志賀2号機	<p>①SA設備導入に関する事項 再稼働時もしくは再稼働後、速やかに実施</p> <p>②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施</p>	

# 各原子力事業者の安全対策実施計画（3／3）

事業者※1		社内規定等の準備完了時期（予定※2）	備考
中国電力	島根2,3号機※3	①SA設備導入に関する事項 再稼働時もしくは再稼働後、速やかに実施  ②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施	※1：新規制基準適合性審査が未申請のプラントは、設置変更許可申請後に実施計画を策定し報告することとしている。  ※2：期限付きバックフィット案件等への対応により、社内規定等の準備完了時期が変更となる場合がある。
日本原電	東海第二	①SA設備導入に関する事項 再稼働後、速やかに実施  ②特重施設導入に関する事項 再稼働後、速やかに実施	※3：島根3号機の社内規定等の準備完了時期（予定）は、「再稼働」を「運転開始」と読み替える。
	敦賀2号機	①SA設備導入に関する事項 再稼働時に実施  ②特重施設導入に関する事項 特重施設の運用開始時もしくは特重施設の運用開始後、速やかに実施	
電源開発	大間	核燃料物質を原子炉に装荷する前の保安規定変更認可申請時期	